

労働委員会における紛争解決手続の基礎的課題

——「公正かつ丁寧で親身な事件対応を通じた労働委員会の憲法実践」の試み

川嶋 四郎

(同志社大学教授)

本稿は、労働関係紛争、とりわけ集团的労働紛争の解決過程における憲法実践の場である労働委員会が現在置かれている法環境を大局的に分析し、従前の紛争解決実績を踏まえた今後のあるべき姿を探求することを目的とする。これからの労働委員会制度のあり方を考える際における近時の原点として、今では、若干過去の提言とも思われるが、まず、『司法制度改革審議会意見書』の目指す方向性を見極める。すなわち、紛争解決の迅速化傾向だけではなく、国民にとって、より利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのある司法への希求とその実現志向を再確認する。そして、労働委員会が、行政型ADRであることから、近時におけるADR論を概観し、新たな潮流として、「阿蘇型」司法システム・モデルや「対話自律型」モデルを紹介する。さらに、度重なる民事訴訟法の改正を通じて、何が志向され、現実には何がどのように変わったか（あるいは、変わらなかったか）についても論及し、争点中心型の集中審理が目指されてはいるものの、民事裁判の現場では意外と柔軟な手続運営に基づいてその種の審理が実現されていることを指摘する。このような鳥瞰的な考察のもとで、労働委員会の宿命、すなわち、専門性や経験等にもばらつきのある非常勤職員からなる労働委員らが疎明に基づく事実認定をもとに将来志向的な救済形成を行った結果が、労働関係についての専門性を必ずしも有していない常勤職員からなる証明に基づく過去志向的な司法救済機関である裁判所のレビューを受ける関係にあることを指摘する。そのような状況における労働委員会の役割を、近時の「ADR論からのアプローチ」と、近時の「民事訴訟救済過程論からのアプローチ」から導出する。その帰結としては、労働委員会の新たな使命として、民事訴訟手続化が進む不当労働行為事件審査手続において、「公正かつ丁寧で親身な事件対応を通じた労働委員会の憲法実践」を継続すべきことを構想する。

目次

- I はじめに
- II 『司法制度改革審議会意見書』と労働紛争解決過程の総合的改革
- III ADRの意義と新しい潮流
- IV 民事訴訟法の度重なる改正
- V 労働委員会における紛争解決過程論
- VI おわりに

I はじめに

1 紛争解決手続の多様化

労働委員会は、労働関係紛争の解決過程における憲法実践の場であり、近年、紛争解決手続が多様化する中で、新たな役割が期待されるべき行政上の法的救済機関である。

近時における社会経済の急激な変化は、労働者使用者関係（労働関係）の複雑化と多様化を招き、様々な労働紛争を生み出してきた。それとともに、この領域での紛争解決システムにも新たな発展が

見られ、たとえば、個別労働関係紛争の解決手続の創設（2001年の個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の制定等）や労働審判制度の創設（2004年の労働審判法の制定等）等ともあいまって、紛争解決過程の選択肢の増加には、目を見張るものがある。

ところで、ある寓話に「狐と猫」と題されたものがある。これは、犬に襲われたときに、逃げる方法をたくさん知っていることを猫に自慢していた狐が、実際に犬に襲われたときに、逃げ遅れて食べられてしまう話である。猫は、木に登る方法しか知らなかったものの、迷うことなく木に駆け上がったので命が助かった。

このような話を借りるまでもなく、一般に、ある事件を解決するために設けられた救済過程の多様化は、一方で、利用者の利便性を増す面はあるものの、他方で、それらの理解に際して利用者の困惑を招き、その情報の不足は、選択の誤りや遅れあるいは手続の不知などといった事態さえ、生み出しかねない。

このことは、利用者の視点（労働紛争の当事者〔組合・組合員（労働者）、使用者等〕の視点）に立った制度普及の課題をクローズ・アップする。そしてこれは、紛争解決手続が複雑化しているがゆえに、たとえば手続情報だけでもワン・ストップ・サービスを受けることができるシステムを構築する必要性を示唆し、救済過程の水先案内システムの重要性を喚起する。しかも、各種の手続の競合による紛争解決過程の質の向上も課題となる。それゆえ、新たな制度と競合する場合もあり比較されがちな既存の制度は、そのような紛争解決システムの新展開の中で、改めてその意義と役割が問い直されることになる。

2 考察の視角

その際に、既存の制度として考察の対象となるのは、裁判所における労働関係事件（労働訴訟事件、労働仮処分事件）の処理のあり方と、労働委員会における不当労働行為事件の審査手続等のあり方である。

ところが、前者は、憲法が、何人に対しても、裁判所において裁判を受ける権利を保障しており

（憲法 32 条）、司法権は裁判所に属し（同 76 条 1 項）、裁判所は、一切の法律上の争訟を裁判する（裁判所法 3 条 1 項）と明記されているゆえに、いわば、労働紛争処理システムの頂点に君臨している。裁判所は、先例の創造等を通じて、憲法規範・労働組合法規範等を具体化・現実化し、労働政策の規範的な補充や新たな形成のために、公権的な寄与を行うことになる。このような機能を果たす裁判所は、憲法に直接的な基礎を置いた紛争処理機関でもあり、その意味で、その基盤は盤石である。しかも、後述するように、近時における民事訴訟法改正・民事保全法の制定等が、裁判所における紛争処理機能の強化と拡大を可能にし、それゆえに、裁判所は、多様な課題をも内包しながら、ともかくも迅速な事件処理に日々邁進することが可能となっているのである。

これに対して、労働委員会は、労働紛争解決の領域における様々な変革の中で、その意義と役割の再定位が、現在要請されていると考えられる。その制度面での回答が、たとえば、個別労働関係紛争の解決をも取り込むかどうかの選択であり、労働組合法・労働委員会規則等の改正法規の運用であり、近々実現される船員労働委員会の廃止とその事務移管等の受け皿の提供等である。しかし、労働委員会に課された課題は、制度的なものにとどまらず、日々の憲法実践の中で、いかにして紛争当事者が適切な法的救済を見つけることをサポートできるかである。しかも個別事件の具体的な文脈で両当事者の満足度をどれくらい高めることができ、普遍的な正義に基づきながらも、社会経済状況が異なる日本の各地で、憲法に根ざした労働政策の具体的形成に対して、いかに寄与できるかである。

私は、これまで特殊専門のかつ技術的とされる民事訴訟過程等でさえも、法専門家等のサポートを得ながら「当事者（自然人・法人等）が自分でできる納得裁判」の場になるような手続理論等の構築に努めてきた。そのような基本的な考え方は、「当事者が自分で使える納得 ADR」の実現にも当てはまり、労働委員会の審査手続等においても同様であるべきと考える。

本稿は、このような基本的な考え方に基づいて、

行政型 ADR（裁判外紛争解決制度）の機関として、行政救済を実現する労働委員会の救済過程のあり方を、やや大局的な視点から考えてみたい。ADR といえば、通例、合意による紛争解決を導く手続を有するものが挙げられるが、しかし、ADR 機関は多様であり、本稿では、「訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決……を図る手続」（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 1 条）として、ADR の救済過程を捉えたい。

ここでは、労働委員会がこれまで社会的に果たしてきた実績を踏まえながら、今後の期待を込めて、労働紛争（特に、不当労働行為事件）から紛争当事者を救済する機関として、労働委員会の審査手続について、今後の展望を行いたい（なお、本稿には、福岡県の労働委員会における私の経験に基づく論述が含まれている。すべて私見ではあるものの、現場における手続実践や会議等を通じて、公益委員、労働者側・使用者側の各委員の方々だけではなく、事務局職員の方々からも、数多くの知見を得続けている。心から感謝を申し上げたい）。

以下では、まず、考察の新たな原点としての『司法制度改革審議会意見書』（以下、単に『意見書』と略す）を概観し、近時における ADR 論の展開を見た上で、民事訴訟法の度重なる改正を不当労働行為の審査手続を考察する前提として概観し、労働委員会の審査事件における手続過程の意義と役割について、いわば総論的な考察を行いたい。

II 『司法制度改革審議会意見書』と労働紛争解決過程の総合的改革

1 『意見書』の基本スキーム

2001 年 6 月 12 日に公表された『意見書』は、21 世紀の司法についての総合的かつ包括的な改革の処方箋を呈示した。それは、①「制度的基盤の整備」、②「人的基盤の拡充」、および、③「国民の司法参加」という三つの柱からなる。近時における法的な紛争解決制度の大きな変革と拡充は、大局的に見た場合に、この『意見書』に基づく要素が少なくない。そこでまず、近時の潮流につい

ての新たな源泉としての意義をもつと考えられるこの『意見書』の提言を、本稿に係する限りで一瞥したい。

民事司法に関しては、「国民にとって、より利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのある司法とするため、国民の司法へのアクセスを拡充するとともに、より公正で、適正かつ迅速な審理を行い、実効的な事件の解決を可能とする制度を構築する」ことが、制度改革の目的として掲げられた。そこには、民事訴訟法等の領域だけではなく、ADR の領域についての提言も含まれていた。

まず、ADR に関しては、その拡充と活性化が企図された。『意見書』は、国民の期待に応える司法制度を構築するための一環として、ADR について、大きな期待を込めた提言を行っている。司法の中核たる裁判機能の充実化に格別の努力を傾注すべきことに加えて、『意見書』は、ADR が、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるように、その拡充と活性化を図るべきである旨の提言を行っていたのである。

この背景的な要因としては、第 1 に、「小さな司法」や「二割司法」という評価に象徴されるような「国民の司法離れ」といった現実を克服し、かつ、規制緩和後の事後的救済システムを完備するために、ADR を積極的に司法制度の中に取り込み（すなわち、一定の規制の下に置き）、司法における紛争処理機能の全体的な向上を図ること、第 2 に、紛争処理の手続メニューを多様化することによって国民の多様なニーズに応えるとともに、司法全体の視点から見て各個の紛争処理手続において効率的な事件処理を可能にすること、第 3 に、民事訴訟をはじめとする裁判内紛争処理手続の負担を軽減する作用を果たすことなどが、重視されたと考えられる。

しかも、その際に念頭に置かれた ADR 機関は、裁判内 ADR というより、むしろ、民間団体（民間型 ADR。例；弁護士会の仲裁センター、各種 PL センター等）や行政機関（行政型 ADR。例；労働委員会、公害等調整委員会等）であると考えられる。

ともかく、『意見書』の提言とその後の検討会における具体的な議論の成果を受けて、ADR に関しては、先に引用した、「裁判外紛争解決手続

の利用の促進に関する法律」(ADR法, ADR基本法, ADR促進法等と呼ばれる)が制定された。

2 『意見書』と労働委員会制度

このようなADRの拡充や活性化等とは別に、『意見書』は、特に、労働紛争の解決手続についても言及していた。それは、労働関係事件への総合的な対応強化の提言である。

具体的には、第1に、労働関係訴訟事件の審理期間をおおむね半減することを目標とし、民事裁判の充実化・迅速化に関する方策、法曹の専門性を強化するための方策等を実施すべきであることが、提言されていた。これは、後に、民事事件だけではなく刑事事件をも射程に入れた、2003年の「裁判迅速化法」の制定に実を結んだ。

『意見書』は、第2に、労働関係事件に関し、①民事調停の特別な類型として、雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の関与する「労働調停」を導入すべきであること、②雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の関与する新たな裁判制度としての「労働参審制」の導入の可否や、③労働関係事件固有の訴訟手続の整備の可否について早急に検討を開始すべきことを、提言していた。労働調停制度や労働参審制度の採否をめぐる激しい議論の末に、「労働参審制度」の創設等が導かれたのである。

本稿が議論の対象とする労働委員会制度については、労働委員会の救済命令に対する司法審査のあり方について早急に検討を開始すべきであることが提言されていた。これは、特に、不当労働行為に対する労働委員会の救済命令に対し、使用者が取消訴訟を提起する場合に生じるいわゆる「事実上の5審制」の解消等、労働委員会の救済命令に対する司法審査のあり方については、労働委員会のあり方を含め、早急に検討を開始すべきであるという問題提起であった。しかし、その後、5審制の問題の解消には、現実に全く着手されなかったものの、2003年7月31日に公表された、厚生労働省における『不当労働行為審査制度の在り方に関する研究会報告』等を受けて、不当労働行為事件の審査手続を民事訴訟の審理手続に近づける内容をもつ「労働組合法および労働委員会規

則の改正」が、2004年に行われた。

III ADRの意義と新しい潮流

1 ADRの意義と労働委員会

労働委員会も、労働紛争の解決に携わる行政ADR機関であるが、日本におけるADRの特徴は、その当初から官製ADRの隆盛にあった。明治初期の「勸解」制度等に始まり、かつての小作調停、現在の民事・家事調停等に見られるように、裁判所内ADR(訴訟以外の紛争処理手続)は、かなりの紛争解決機能を果たしてきた。そのような実績もあってか、本来的に合意による紛争解決手続である民事調停は、国民から「調停裁判」とさえ、言われることがあった。

ところで、民事訴訟と比較した場合のADRの意義あるいは特徴は、一般に「早く安くうまい解決」という表現に象徴されるが、細かく見た場合に、おおむね次の10点を挙げることができる。特に、労働委員会の審査手続をも視野に入れて、概観してみたい。

第1に、訴訟と比較して、「迅速」な紛争解決が可能になることを挙げることができる。ただ、労働委員会の審査事件では、地域ごと事件ごとに異なるものの、この利点は、必ずしも訴訟の迅速さを凌駕していない面もある。

第2に、訴訟と比較して、「低廉さ(経済性)」の価値を挙げることができる。労働委員会の審査手続の場合には、申立手数料は無料であり、組合・組合員や使用者が本人で手続追行を行うことができれば、安価さを増すことができる。ただ、手続が専門化・複雑化すれば、代理人として弁護士を雇わざるを得ず(あるいは、弁護士等からアドバイスを受けざるを得ず)、その限りで出費が増えることになる。

第3に、判決は、一般に、勝ち負けつまりオール・オア・ナシングのゼロサム・ゲームとなりがちであるが、ADRは、合意を基礎として、個別具体的な事件の文脈に即した妥当な救済のあり方を探求できる。既存の実体法に囚われずに柔軟な和解案を作ることができ、しかも、法創造的な作

用さえ果たすことができる。ただ、労働委員会の審査事件の場合には、その命令（救済命令等）が、判断型の準司法機関の行為として、判決に近似し、ADRの旨みは必ずしも発揮することができないとも考えられる。それでも、労働委員会の審査手続は、行政救済であり、ただ、過去の事実を法を適用して判断を行うという訴訟手続（「過去志向的な救済」とは異なり、「将来志向的な救済」をも、救済命令の中に盛り込むことができれば、新たな可能性が広がるとも考えられる。

第4に、「手続主宰者の非限定性・多様な専門性」を挙げることができる。訴訟の場合には、手続主宰者は裁判官に限定されるが、ADRの場合には、多様な主宰者、特に特定の分野に精通した専門家を取り込むことができる。確かに、訴訟でも、たとえば鑑定制度（民訴法212条以下）、裁判所調査官制度（裁判所法57条）、専門部・集中部の設置などだけではなく、近時、専門委員制度（民訴法92条の2以下）などの創設により、専門的な知見を有する者を手続主宰者側に取り込むことが可能となった。しかし、その場合でも、あくまで手続主宰者・判断者は裁判官である。これに対して、ADRの手続主宰者（複数人の場合もある）が、多様な専門的知見に基づいて、当事者とともに特定領域の紛争解決に努めれば、文殊の知恵が生まれることもあると考えられる。この点で、労働委員会の公益委員は、多様な専門性を背景としており、また公益委員・労使参与委員（労働者委員・使用者委員）という「三者構成」は、それ自体意義深い。公益委員の専門性に対しては、批判もなくはないが、労働関係法規、手続法規、企業システム等に精通した専門家を得ることができれば、新たな手続形成や救済形成が可能になると考えられる。ただ、個別労働関係紛争の解決手続である労働審判手続も、「三者構成（労働審判官・労働審判員）」である。個別労働関係紛争が集団的労働関係紛争に変化する可能性がある限り、労働委員会の審査事件等と、競合的な管轄を有する可能性も生じる。そこで、労働審判手続と比較した不当労働行為事件の審査手続の意義と価値が、探求されなければならない（ただし、労働審判手続の「三者構成」は、いわば労使の労働審判員が判断

者サイドに組み込まれたものであり、労働審判員の地位〔労働審判法9条1項〕の点から見ても、労働委員会の「三者構成」とは異なる）。

第5に、ここで述べたADRにおける手続主宰者の特長とも関わるが、さらに敷衍して、「手続過程における専門性」の特徴を挙げることができる。ADRの場合には、訴訟以上に柔軟な視点から専門家を活用できる可能性がある。労働委員会の審査事件の場合では、公益委員と労使参与委員が協力することにより、双方から中立的で公平な知見を得ることができ、また、審査過程における和解の勧誘に際しても、労側参与委員、使側参与委員による各側の意向聴取と説得・納得を可能にする機会が生み出されることになる。しかも、審査事件について経験豊富な事務局職員からの技法や法情報等の入手は、審査指揮と救済形成に豊かさ、深み、さらには説得力を増す機会ともなる。しかも、専門性を、単に「実体的」に捉える考え方、すなわち、特定領域の専門的知見に長けている点だけを捉えると、形式的な資格や職種が重きをなすようにも思えるが、専門性を手続的に考える場合、すなわち、「一般市民に専門的な事項を分かりやすく時間をかけて丁寧かつ親身に説明することができる、十分に依頼者の声に耳を傾けることができる専門家像」を描く場合には、それによって、形式的な資格に囚われない市民にアクセスしやすい新たな専門家像を、期待することができる。この点は、労働委員会の発展可能性の鍵ともなるであろう。

第6に、「手続の柔軟性」という特徴を挙げることができる。訴訟の場合であれば、必要的口頭弁論の原則（民訴法87条1項本文）が適用になり、公開主義、双方審尋主義、直接主義および口頭主義が貫徹される。これに対して、ADRでは、手続は硬軟多様であるが、かなり柔軟なものもある。ADRは、柔軟な手続形成が可能になり、私的な紛争における当事者のニーズを、より強く満足させる可能性を有していると、評することができる。ただ、労働委員会の審査事件では、審問の過程は、口頭弁論に近似しており、その限りでADRの妙味は減殺されるが、制度の信頼性は、その運用次第で高まる可能性を有している。

第7に、この点に関わるのが、「手続保障の度合い」である。一般に、訴訟というのは、手続保障に関しては最も充実しており、民事訴訟は、最も公正で慎重な法的紛争処理手続であると評することができる。しかし、それが、個別事件の具体的解決や当事者の満足とどう関係するのかを考えた場合に、手続保障が十分であればあるほど両当事者にとって望ましい紛争処理が可能になるとは、必ずしもいえないと考えられる。これは、個別事件の具体的な局面における手続保障の質の問題と関わってくる事柄である。そう考えると、ADRというのは、個別事件の具体相に即応して手続保障の具体的なあり方を考え実践することができるという点で、機動性に優れた面があると考えられる。この点も、後に述べる労働委員会の新たな可能性につながり得るように思われる。

第8に、「事実認定に関する考え方」を挙げることができる。訴訟で判決を書くということになれば、裁判官が、当事者の主張・立証を通じて、事実の存否を確定し、それに法を適用して、いわゆる判決三段論法に従って判決結果を導くことになる。これに対して、合意を基調とするADRの場合には、必ずしも厳格な事実認定をしなくてもよいが、ただ、労働委員会の審査事件では、一定の事実認定に基づいた判断が不可避となる。しかも、近時における「審査手続の民事訴訟化」の傾向の中で、後述のように、労働委員会における疎明による事実認定の意義と限界が課題として浮かび上がる。

第9に、「不服申立ての有無」の点を挙げることができる。訴訟の場合は、控訴・上告といった不服申立てが準備されており、事件の長期化にもつながりかねない。これに対して、合意を基調とするADRの場合は、合意の成立で事件は解決することになる。ただ、労働委員会の審査事件の場合には、「事実上の5審制」の問題もあり、かなり長期化するきらいがある。しかも、後に述べるように、行政救済の背後に司法救済が控えるシステム構造であるがゆえに、行政救済のメリットが、司法救済によって事後的に減殺される可能性さえ生じるのである。この点は、不当労働行為事件の審査手続における大きな課題である。

第10に、「合意に対する考え方」を挙げることができる。裁判型・裁断型の典型例としての訴訟とは異なり、ADRの基礎には、基本的に当事者間の合意が存在する。対話と納得の成果である合意によって、手続そして結果が正当化されていく。しかも、紛争当事者自らが自主的かつ自律的に決めたことゆえに、任意履行の可能性も高くなる。ただ、労働委員会の審査事件では、和解の場合とはかく、命令の場合には、工夫次第とも考えられるが、訴訟と同様の問題をはらむことになる。

2 司法の裾野の拡大とADRの位相

このような数多くの意義をもつ可能性を秘めたADRは、近時、着実に司法の領域に組み込まれつつある。そして、『意見書』の提言を受けて、裁判所とともに車の両輪のように、ADRは、国民に対する司法サービスの提供のための一翼を担うことになった。

2004年のADR促進法の制定を受けて、2007年からは、その施行とともに、民間型ADRにおける民間紛争解決手続の業務の認証制度も実施され始めた。認証ADR機関の手続のために、たとえば、時効中断効(同法25条)や訴訟手続の停止効(同法26条)等が認められたことによって、民間型ADRであっても、認証ADR機関となれば、法的基盤を獲得し、一定の法的効力が公認されることとなった。なお、労働委員会関係では、2004年の労働組合法の一部改正を通じて、労働委員会における不当労働行為事件の審査手続における和解調書の一定の条項に、執行力が付与された(労組法27条の14第6項参照)。

このようなADRの認知と普及は、「司法=裁判、司法機関=裁判所」という伝統的な図式に変容を迫り、「司法=裁判・ADR等、司法機関=裁判所・ADR機関」といった具合に、司法の裾野を拡大した。これは、司法が身近になることを意味する。しかも、個別事件における当事者の具体的かつ多様なニーズに即応でき、分かりやすく、利用しやすく、頼りがいのある司法の実現のためには望ましい傾向であり、今後の展開が期待される。さらに、司法の裾野の広がり、国民に身近な司法を実現するためには、不可欠であり、司法

アクセスの制度面での飛躍的な増進にもつながる可能性を有しているため、日本司法支援センター（法テラス）の活動等ともあいまって、今後の展開が期待される。

その際に考えなければならない課題は、ADRと民事訴訟との相互関係のあり方である。これに関しては、現在、明白な見解の相違が存在する。これまで、紛争解決システムのモデルとして、たとえば、訴訟を頂点とする「富士山型」と捉えるか、訴訟とADRとを同列に置く「八ヶ岳型」と捉えるかの差異として、論じられてきた。『意見書』は、前者に傾いているように見られるが、相互連携を考えている点で、後者への配慮も示している。私見としては、これからあるべき姿として、新しい捉え方である「阿蘇型」のモデルを提示してきた。つまり、訴訟手続自体も多様化（例；地方裁判所の通常訴訟手続、簡易裁判所の通常訴訟手続、手形・小切手訴訟手続の特則、大規模訴訟手続等の特則、少額訴訟手続の特則等）が進み、そのような訴訟手続（阿蘇五岳）の周りを各種のADR機関（阿蘇外輪山——それにはもちろん高低様々のものが存在する）が取り囲むような、……そして、外輪山に包まれるかたちで人々が日々の生活を営んでいる……いわば「阿蘇型」司法システム・モデル（阿蘇型志向モデル）の構築が、ひとつの目指すべき方向のように思われるのである。

さらに、近時のADR論は、いわば「裁判代替型」、「裁判先駆型」あるいは「裁判例準拠型」のADRの構成だけではなく、むしろその対極的な存在として、「対話自律型」の独立ADR、すなわち、法や裁判から一定の距離を置いた紛争当事者の自律的フォーラムとしてのADRを構想する見解も見られる。これは、いわば訴訟回避型の前近代的な紛争解決システムとも評されかねないが、むしろその眼目は、紛争当事者による自律的な問題解決をサポートする新たな超近代的ADRシステムの構築である。

このようなADRの位相の中で、労働委員会も、行政型ADRとして司法型ADR等とともに、労働紛争の解決のための一翼を担うことになる。ただ、近時のADR論に見られるように、本来的には、憲法規範の下における当事者自治的な労使関

係の継続形成が望まれる法領域でもあるので、訴訟や司法型ADR以上の独自の価値の追求も、行われるべきであると考えられる。

IV 民事訴訟法の度重なる改正

1 『意見書』と民事訴訟制度

さて、民事訴訟法の領域では、すでに1996年に全面的な法改正がなされていた。これは、争点・証拠の整理手続を整備し、実効的な争点・証拠の整理を可能とするために証拠収集手続を拡充し、上訴制度を整備し、少額訴訟制度を創設することなどを、柱とするものであった。

しかし、『意見書』は、民事訴訟を、国民にとって、より利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのあるものにするという観点から、より一層の充実化および迅速化を企図した。ここでは以前の改革のスローガンに加えて、「頼りがいのあるものにする」という点が付加された点が特筆に値する。これは、裁判過程および判断内容の質的向上に関わる課題だからである。

まず、『意見書』は、民事訴訟事件の審理期間を概ね半減することを目標とし、いくつかの手続処方方を挙げたが、その多くが、現在までに具体化されている。裁判迅速化法の制定はすでに述べたが、それ以外にも、民事裁判の充実・迅速化の実現のために、「計画審理の推進」「証拠収集手続の拡充」および「人的基盤の拡充」を挙げ、それらとは別に、「専門的知見を要する事件への対応強化」のための方策も挙げられていたが、2003年の民事訴訟法の改正によって、「計画審理」の推進に関する規定（民訴法147条の2、147条の3、156条の2、157条の2）、証拠収集手続の拡充としては、「訴え提起前の証拠収集処分等」に関する規定（民訴法132条の2以下）、専門的知見を要する事件への対応強化として、「専門委員制度」の創設に関する規定（民訴法92条の2以下）が新設され、その他「鑑定制度」の改革（民訴法215条2項、215条の2、215条の3）なども行われたのである。

これらは、いずれも、1996年の民事訴訟法改

正の際に企画された「五月雨式審理（漂流型審理）」（例；人証調期日が間隔を開けてしか入らず、たとえば1人の証人を、主尋問のための期日、反対尋問のための期日等を通じて、数カ月かけて取り調べていたような審理方式）から訣別して「争点中心型の集中審理」を実現する傾向を、さらに促進するための手続処方であった。その背景には、民事訴訟手続の迅速化・効率化への強い志向が見られるが、このような民事訴訟に対する基本的な考え方が、その領域を超えて、労働委員会における不当労働行為事件の審査手続にも、押し及ぼされることになったのである。

2 民事訴訟過程の柔構造化

ところが、早期リファイン処理に弁護士を組み込むこと（審理の早い時期に争点以外の夾雑物を手続過程から排除して進められる民事訴訟審理に、弁護士を不可避的に協力させること）を意図したとさえ評された民事訴訟審理の現実あるいは現場の対応は、手続過程に枠をはめ訴訟関与者に迅速審理への協力（民法2条参照）を強化する立案担当者らの意向などとは異なり、意外と柔軟であった。

民事訴訟手続の改革は、1980年代の中頃から、裁判関係主体、すなわち裁判官や弁護士等によって、自発的かつ積極的に取り組まれ、その具体的な成果や提言が公表されるようになった。五月雨式審理方式を通例とし、訴訟遅延に悩んでいた裁判所は、旧慣や旧習を改め、新たな手続処方の考案に駆り立てられたのである。それは、たとえば、「弁論兼和解（和解兼弁論）の制度」の創造であり、いわゆる「陳述書」の利用の常態化であり、さらに、「訴訟上の和解」の隆盛等であった。これらはいずれも、旧民事訴訟法下に規定を全く有しないか、またはわずかな規定の運用による活用であった。

しかも、民事訴訟の手続過程全体の改善を視野に入れた民事裁判実務改善運動も、大きく展開した。これは、概して、既存の民事訴訟法の枠内での柔軟な手続処方を通じて、五月雨式審理の方式を是正し、整理された争点についての集中審理を実現することによって訴訟の促進を図り、あるいは

は、訴訟上の和解を通じて当事者の満足度を高め、いくつでもあり、実務上、相応の効用を発揮した。

このような当時の民事訴訟法規範と現実の実務との間の乖離、あるいは、手続の柔構造化、「解釈・運用の妙」等は、先に触れた陳述書の問題を除いて、1996年の民事訴訟法の実定規定に実を結ぶことになった。いわば、現行民事訴訟法は、現場から湧き上がった手続改革の実践の成果を実定法化した側面をももつのであり、その限りで、実践可能な法規範あるいは実践の成果に裏打ちされた法規範プラス・アルファという意味合いをもつのである。このようにして、確かにまだ争点・証拠の整理手続の多くは五月雨式の審理ではあるものの、人証調べについては、集中証拠調べがほぼ実現されているといわれており、その限りで、民事訴訟における「争点中心型の集中審理」が、現在ではほぼ全国的に実践されつつあるのである。

ただ、計画審理は、現実に実施されている例は必ずしも多くはなく、実施されている場合でも、裁判所（例；東京地方裁判所、大阪地方裁判所等）や事件類型（例；医療過誤訴訟事件、証券取引関係事件、先物取引関係事件等）が限定されているのが現状である。おそらく、裁判官の現場感覚としては、計画審理は法律に規定される前から実践しており、法規はいわば確認的なものにすぎず、また、当事者と協議をして審理計画を立てること自体が貴重な時間を食い潰しかねない行為であり、しかも付随的な紛争の火種になりかねないと、思われているのかもしれない。

このように、当事者の証明活動に基づく厳格な事実認定を行い、法適用を通じて判決を言い渡すべき裁判所でさえも、和解の勧試の繁用を含めて、そのような枠に囚われることなく、個別事件の具体的な状況に応じて柔軟な手続運営を行っているようにも思われる。それゆえに、行政救済過程である労働委員会の審査事件の手続過程では、より柔軟な救済志向の手続形成が可能になるのではないかと考えられる。

V 労働委員会における紛争解決過程論

1 行政救済機関としての労働委員会

これまで、現在の労働委員会制度を取り巻く司法制度改革の大きな潮流を概観してきたが、その大波は、不当労働行為事件の審査手続の一部民事訴訟手続化の形で改正を実現させた。それは、民事訴訟審理の改革が、従来の実務における手続実践の成果の実定法化という側面が強かったのに対して、行政救済制度を司法的な救済制度へ強制的に近づけるための上意下達・上命下服的な意味合いを有していた。

労働委員会は行政救済機関であるが、元来行政救済の目的は、行政機関の中立性を前提として、公的な第三者機関により、司法救済以上に専門性を生かした迅速かつ柔軟な救済形成を、公正かつ安価（無料）で行うことができる点にあると考えられる。しかも、行政の機動性は、司法救済の場合と比較して、より肌理細かな当事者への事案即応的な応接と解決内容の創案を可能にするとも考えられる。さらに、手続利用者・手続関与者の視点からは、その制度を理解し、選択し、または、制度に引き込まれ、あるいはサービスを享受しあるいは一定の行為などを命じられ遵法的な行為指針を得る機会が増加する機会ともなる。労働委員会制度の下における多様な紛争解決手続の存在は、さらに、個別事件の適切な解決過程を提供することにもつながるはずである。

しかしながら、かねてから、事件数の減少とともに、審査手続（調査、審問、命令書作成等）に時間がかかることが指摘され、「事実上の5審制」の問題に加えて、取消訴訟における取消率の高さの問題等が、指摘されていた。

2 行政救済過程の宿命

それでも、行政救済過程には、その主体、権限、手続等に由来する本来的な宿命が存在する。司法救済とは異なり、不当労働行為事件の審査手続は、たとえば、非常勤の委員が担当するのであり、その専門性や経験等にもばらつきがあり、法改正の後であっても裁判官ほどの権限はなく、さ

らには、当事者の疎明活動による事実認定をもとにした一般条項（規範的構成要件）へのあてはめを行う職責を負い、その上で、通例は継続的労働関係を合法的な形に再形成するための将来志向的な救済方法を創出する役割を課されている。ここで言う宿命とは、このような判断主体が疎明に基づく事実認定をもとに将来志向的な救済形成を行った結果が、過去志向的な司法救済機関である裁判所のレビューを受ける関係にあることである。

裁判所の本来的な役割は、典型的には、力関係の対等な市民間の訴訟事件を処理することであり、過去志向的な事実認定と法適用に基づく権利・利益の存否の判断を行い、その手続には、私的自治の原則の訴訟手続上の発現形態である伝統的な裁判規範、たとえば処分権主義および弁論主義、さらには判決三段論法等が、基本的に妥当している。裁判所は、将来給付判決や将来の権利関係の確認判決の言渡しには謙抑的であり、大量事件の画一的処理を公平さの範型とさえ考えている。

本来的に力関係に格差のある労働紛争当事者にとっては、背後にこのような手続を控えた不当労働行為事件の審査手続は、時として、一方では、紛争解決の暫定的な手続とも感じられるものの、他方では、理解してもらえる最上の機会とも思われ、この手続における終局的な紛争解決は、「和解」を通じてしか得られないとも考えられかねない。理論的には、裁判所における判決手続が背後に控えているが故に、その手続の正統性が保障されている非訟事件手続のように、審査手続は、その期待された役割に比して、過小な機能しか付与されていないようにも思われる。今次の労働組合法改正における和解の認定の制度と金銭給付条項等の債務名義化（労組法27条の14第2項・第5項）は、この点を一部補完するものと評価できるが、必ずしも十分ではない。

私の問題意識は、民事訴訟事件であれ、不当労働行為事件の審査事件であれ、すべての民事事件は、「救済」の問題を含んでいるはずであるにもかかわらず、必ずしもその認識が十分ではなく、そのような救済形成を涵養する手続的な制度環境が十分とは言い難い点にある。しかも、本来的に、権利と救済は分離可能であり、時として救済とり

わけ個別事件の具体的な文脈に即応する具体的救済方法は、権利の確認から自動的に導出できないので、判断者の裁量的・後見的・合目的な創案作業が不可避免的に要請されることになるのである。そのような救済形成の作業は、いわば行政救済的な作用であり、訴訟過程でも行わなければならない事柄であるにもかかわらず実質的には困難な作業なのである。労働裁判所制度を有しない日本の民事司法制度では、裁判官が長年労働事件を取り扱うことにより専門化する余地は少なく、労組法7条各号の解釈についても、先例を参考にしながら、あたかも一般条項である民法709条や借地借家法6条等の場合と同様なあてはめの作業を行い、判断を下すのである。

確かに、戦後労働法の特色の一つとして、「裁判労働法の欠如」が挙げられており、戦後労働法の体制では、労働裁判所は創設されず、裁判所が主要な法の担い手になることを予定されてはいなかった。そこに、集团的労働関係の憲法保障のために、労働委員会に課された役割の大きさを窺い知ることができるが、しかし、事件数の減少と救済命令の取消率の高さは、その役割を再考させるきっかけとなった。ただ、当時、憲法上の要請から、労働委員会の判断内容をレビューする役割が、本来的に異質な救済システムとしての裁判所に課されたとき、同時に手当てすべきであったのは、労働関係に精通した裁判官による、個別事件を通じた専門的な政策形成を保障する裁判所システムの構築ではなかったのだろうかという疑問も、また同時に生じるのである。

3 公正かつ丁寧で親身な事件対応を通じた労働委員会の憲法実践

さて、規定の上では、民訴化が進む不当労働行為事件審査手続も、基本的には行政型ADRであり、その機能の向上のためには、近時の「ADR論からのアプローチ」と、近時の「民事訴訟救済過程論からのアプローチ」が可能であろう。

まず、「ADR論からのアプローチ」としては、先に少し言及した自律的フォーラムとしてのADR構想が示唆的である。しかし、そこで考えられているように、先例等から距離を置く考え方

ではなく、先例等を参考にして、個別事件の具体的な文脈で対話を促進し、時に審査の過程で暫定的な心証をも披瀝しながら、和解を勧めあるいは予見可能な救済命令の暫定的骨格を示すことによって、紛争当事者間の私的自治の回復をサポートする基本スタンスも、時として有益であると考えられる。労働紛争の領域は、本来的には、憲法規範の下における当事者自治的な労使関係の継続形成が望まれる法領域であるので、民事訴訟や司法型ADR以上に、両当事者の対話の促進や、時に労使参与委員を通じた申立人・被申立人に対する教育的指導を通じて、紛争解決の道筋を作ることも、また肝要である。さらに、裁判所における争点求心的な争点証拠の整理手続や特定の争点に限定した集中証拠調べでは、しばしば夾雑物として排除されがちな背景事情や比較的関連の薄い事項についても、時間をある程度は限定しながらも、根気強く聴くことを通じて、事件の背景と全貌を把握し、紛争当事者から公正で親身な手続として信頼を得、和解あるいは納得可能な救済命令を生み出すことにも、税金で設営されている労働委員会の公益委員は配慮しなければならない。一般に、口頭主義の実践のためには陳述書の提出には謙抑的となるべきであるが、逆に、詳しい陳述書の提出は、判断者に自己の主張等を閲読してもらえ期待を生み出すゆえに提出者に満足をもたらすことにはなるであろう。ただ、新たな争点を作り出すような内容を含む陳述書や人証調べの予定のない者の陳述書等には、気をつけなければならない。仮に、その種の陳述書が提出された場合には、特に相手方の手続保障に配慮すべきであろう。

なお、組合と組合員の関係にも配慮すべきであろう。労働組合が組合員のために申立てをしている場合でも、組合を通じて、あるいは、組合の同意を得て、組合員個人の基本的な考えを聴くことも大切であろう（ちなみに、民訴法151条1項1号の釈明処分を参照）。組合と組合員との間に利害対立が生じていることも、無くはないからである。不当労働行為の法理は、団結権保護の制度ではあるが、不利益取扱いは、個人的な不利益でもあり、その配慮が不可欠と考えられるからである。

また、手続主宰者の公正確保は原点であり、あつ

せんの不成立から審査事件に移行する事件では、あっせん事件（調整事件）の担当委員は、予断排除のために、審査事件の担当委員から外れるべきである。

これらはずかぬ例にすぎないが、ミクロ・レベルの丁寧で公正な手続運営のあり方が、今後の課題となるであろう。それは、いわば審査事件における技法論・プラクティス論であり、そのための人材育成の課題にもつながる課題である。

このような丁寧で公正な紛争解決手続の再構築が、納税者を中核とするすべての国民の納得の源泉になると思われる。

次に、「民事訴訟救済過程論からのアプローチ」も有益であると考えられる。今次の労働組合法および労働委員会規則の改正は、審査手続の民訴化であり、やや誇張して言えば、「非訟の訴訟化」の様相さえ呈している。行訴での取消率を低下させるための手続構想とも考えられるが、先に述べたように本来的に基本思考の異なる行政救済を司法機関が再審査する仕組自体に疑問があることは、先に述べた。そのような基本認識をもとにしても、民事訴訟の救済過程でさえも、換言すれば、厳格な事実認定および証拠調べを基本とする裁判所でさえも、現実には、柔軟な手続実践が行われていることに思い致すべきであろう。たとえば、争点・証拠の整理手続は多様であり、審理計画の策定は稀であり、集中証拠調べの実践例も多様である。和解の勧誘は、裁判官によって個性があり、和解率も裁判官によって異なり、時に裁判官が自己の望ましいと考える審理方式を現行法の枠内で探求し、「マイ・コート」と呼ばれる個性的な裁判廷さえ出現させているのである。

確かに、公益委員には弁護士が任命されることも少なくなく、弁護士にとって民事訴訟手続は、自己の最も精通した公正な判断手続であることから、それを不当労働行為事件の審査手続に移植することは、一般には容易であろう。しかし、行政救済としての審査手続には、民事訴訟法の一般的な準用規定はなく、むしろ、その種の事件にふさわしい手続創造の可能性を秘めているとさえ考えられる。その基本は、職権探知主義である。これは、審査指揮権を強権的に行使することを意味す

るのではなく、担当公益委員の裁量で、的確な主張・証拠の提出の促しを行い、当事者の手続保障に意を払い、公正かつ迅速な手続進行を可能にするために、審査指揮権を行使すべきことを含意している。たとえ実際には当事者主義的運用がなされる場合であっても、民事訴訟法上の処分権主義（申立主義）・弁論主義の厳格な適用を控え、実質的に見た場合の不意打ち防止の観点から、申立ての追加変更や、相手方への主張・立証の機会の保障を、適切な時機に柔軟に行うべきであろう。

現在のところ、福岡県では、すべての事件で、公益委員の忌避権（労組法 27 条の 3）も事前に告知（公益委員名簿も配布）され、審査計画が立てられており（労組法 27 条の 6）、宣誓（労組法 27 条の 8）もつつがなく行われ、審査の期間（1 年 6 カ月。労組法 27 条の 18）も公表されており、改正法に忠実な運用が行われている。人証調べは、交互尋問方式（民訴法 202 条 1 項、民訴規 113 条 1 項等）によって行っているが、当事者の意見を聴いて、尋問の順序の変更（民訴法 202 条 2 項）などを行うことは稀である。

これらは、いわば法に忠実な審査指揮等であるが、筆者は、法の枠内で、もっと柔軟に手続運営ができないかとも思う。もともと、審査手続では、口頭弁論主義は想定されておらず、民事訴訟の場合のように弁論準備手続等から口頭弁論への上程は不要なのであり、事実認定は、疎明で足りるのである。近時の法改正は、事実認定が疎明で足りるとされている行政手続に、証明を必要とする手続で要求されている厳格かつ慎重な手続の導入に端緒を開いたように、思われてならない。これは、手続構造の骨格に影響を与えかねない改革なのである。

この点を敷衍すれば、次の通りである。すなわち、一般に、民事訴訟の領域では、要証事実の存在の判断を行う際には、裁判官に確信を生じさせることが必要であり、このような裁判官の心証の程度は、「証明」と呼ばれる。そのような確信を生じさせる当事者の証拠提出活動を、証明または証明活動と呼ぶ。この場合における証明度は、近時有力な異説はあるものの、判例・通説によれば、要証事実が存在することの高度の蓋然性を超える

ものでなければならず、それは、通常人が疑いを差し挟まない程度の高度な蓋然性をもつものでなければならない。これに対して、労働委員会の審査手続で要求される「疎明」とは、一応確からしいという程度の事実の存在の蓋然性の判断であり、そのような程度の蓋然性を生み出す当事者の資料提出行為を、疎明または疎明活動と呼ぶ。民事訴訟法では、この疎明は、原則として明文規定で認められている場合に限定して許されており、即時に取り調べることができる証拠（例；持参した文書や在廷証人等）によってしなければならない（民訴法188条）。一般に、迅速な処理を必要とする事項、手続問題または派生問題の処理について、認められている。

すなわち、審査事件は、民事訴訟とは異なる行政救済であり、迅速な解決が要請される問題についての判断が要請されていると、考えることができるのである。将来の権利関係を事前に規律することには、それ自体困難を伴うが、労働委員会の専門性・中立性の観点から、継続的契約を基礎とする労働関係の再形成の場に限定して、将来志向的な具体的救済内容の形成が認められたものと考えられる。それゆえ、そのような考慮は、取消訴訟の局面でも、十分に行われるべきであろう。

また、審査計画についても、元来事件は生き物であり、審査引き延ばしなどは許されないが、和解の日程等を事前に盛り込むことは困難でもあるので、一応の目安程度に考えるべきであろう。

さらに、物件提出命令制度（労組法27条の7第1項2号等）にしても、詳論は他日を期したいが、その手続の実効性については、今後悲観的にならざるをえない。智香寺学園事件で、埼玉県労働委員会（同委員会平成17年6月28日命令・別冊中央労働時報1314号106頁）が、人事考課関係資料の提出を命じたのに対して、約3カ月後に、中央労働委員会（同委員会平成17年9月21日命令・別冊中央労働時報1314号87頁）は、次のように述べ、原命令を取り消した。すなわち、発令の要件として、「当該物件によらなければ認定すべき事実を認定するのが困難となるおそれがある」ということが挙げられているが、これは他の証拠によるよりは当該物件によるほうがよりの確な認定ができ

るという程度では足りず、もとより有効な証拠となる可能性があるというだけではこの要件に当たらず、「当該物件が、要証事実の認定のために他に的確な方法を見出し難いという意味での高度の必要性が認められる場合でなければならない」とした。しかし、これでは、現状では、改正法の企図した取消訴訟に耐えうる事実認定が困難になる結果、取消訴訟に至った場合には、民事訴訟法上の文書提出命令の規定（行訴法7条、民訴法220条以下）が適用される結果、その段階で提出が認められれば取り消される可能性が高い命令が、労働委員会段階では発令されざるを得なくなるのではないかと思われる。

もとより、改正労働組合法は、証拠申出のレベルでは、労働委員会の審査手続と取消訴訟の手続との連続性を考慮して、物件提出命令を受けても物件を提出しなかった者の行訴における当該証拠申出の禁止を定めているので、その趣旨を生かせば、審査手続と行訴手続との間で提出義務の範囲についても平仄を合わせるべきであったと考えられるのである。そうでなければ、労働委員会段階での書証を含む物件の任意提出のインセンティブは、相当に減殺されると考えられ、ひいては、労働委員会軽視の風潮、それはとりも直さず、行訴を視野に入れた事件の長期化さえも、生み出しかねないからである。

なお、語感の問題であるが、労働委員会では、裁判所で用いられているような、事件の「未済・既済」という用語や、「事件処理」といった用語を用いるのではなく、「紛争解決」あるいはそのサポートが、目指されるべきであろう。労働委員会にとって、事件は、たとえば事務や廃棄物などのような処理対象ではなく、憲法問題をかかえた当事者の紛争であり解決の対象であると考えられるからである。なお、「審問」という表現も、法改正が必要ではあるが、改められるべきであろう。非訟事件手続法13条等に用例はあるものの、たとえば中世ヨーロッパの異端審問等を想起させるような糾問的な表現だからである。口頭弁論の要素を兼ね備えた証拠調期日、質問期日等の表現でいいのではと考えられる。

なお、労働委員会の審査手続と労働審判手続と

は、基本的にはそれぞれが対象とする事件が異なると一応は考えられるが、労働審判手続と比較しても、先に述べた行政救済の価値は、十分に認められると考えられる。つまり、労働審判手続の選択自体が、厳格な「計画審理」に従うことを意味し、いわば「三期日審判」の影の下で、労働審判委員会が調停を実施する。ここでは、同一人（3名）が、調整と判断とを同時に担当することで、調停過程の陳述内容が結果的に裁判所にとっての顕著な事実になり、審判内容に反映するおそれも十分ある。迅速審理には資するものの、当事者の充実感、じっくり話を聴いてもらえる可能性をもつ労働委員会の審査事件には及ばない可能性も少なくはないであろう。

つまり、労働委員会は、「公正かつ丁寧で親身な事件対応を通じた労働委員会の憲法実践」こそが目指されることにより、労働委員会自体が独自の価値を再認識されることにつながると考えられるのである。

VI おわりに

労働委員会は、憲法実践を託された行政救済機関である。手続規範面では民訴化傾向が著しいが、その柔軟な解釈と手続運用面での工夫を通じて、本誌での提言が現場で意識的に実現されることを切望したい。

制度は人であり、その救済の成否も、公益委員、労使参与委員、職員等の制度運営主体の役割が、重要となってくる。

かなり以前に、中労委のある元会長は、日本という社会風土の中で、労働委員会制度がしっかり定着しているのは、具体的な効用が日本の労使関係の中で発揮されているからであることを指摘した上で、複雑な人間関係が混淆する生臭い事件の解決を託された労働委員会が、その機能と権限の範囲内で活動を行っている実質的な原動力は、人とその資質にあると、論じたという。

本稿では、基礎的考察で紙幅が尽き、審査手続過程における具体的な諸問題にまで論及できなかったが、折を見てまた論じたい。

最後に、民事訴訟審理・行政訴訟審理の迅速化

要請に直面し、また、不当労働行為事件の審査手続の迅速化要請を実感して想起した話を記して、結びに代えたい。

夭折した中島敦は、その短編『名人伝』で、過酷な修行の末に、弓の引き方だけではなく、弓とは何かさえ忘れてしまった弓の名人、紀昌を描いている。それは、職務遂行に際して忘れてはならないものの存在を想起させる。つまり不当労働行為事件の審査手続の核心は、迅速化した効率審理ではなく、忘れてはならないことは、手続結果が命令であれ和解であれ取下げであれ、労働委員会が、公正な審査手続過程において、両当事者の心に届く法の言葉を紡ぎ出し、将来の新たな労使関係の展開のために適切なサポートを行うことにほかならないのではないか、ということであるように思われるのである。

労働委員会の審査手続が、利用者にとって、より利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのあるものになるためには、丁寧に公正かつ親身な事件対応を通じた労働委員会の日々の着実な憲法実践の積み重ねこそが必要になるであろう。

参考文献

- 川嶋四郎 (2005) 『民事訴訟過程の創造的展開』 弘文堂。
 —— (2006) 『差止救済過程の近未来展望』 日本評論社。
 —— (2006) 『民事救済過程の展望的指針』 弘文堂。
 —— (2005) 「民事司法制度改革の行方——近時における民事司法改革の軌跡とその課題を中心として」 法政研究 (九州大学) 71 巻 3 号 389 頁。
 —— (2006) 「ADR 機関の連携可能性と弁護士会の役割——ADR 機関の連携を通じた『福岡発連携的正義』の試み」 法政研究 (九州大学) 73 巻 2 号 221 頁。
 —— (2007) 「日本における法整備支援の課題と展望について」 法政研究 (九州大学) 73 巻 4 号 685 頁。
 草野芳郎 (2003) 『和解技術論 [第 2 版]』 信山社。
 坂元和夫 (1998) 「弁護士からみたわが国のフェアネス」 谷口安平・坂元和夫編『裁判とフェアネス』 52 頁, 法律文化社。
 菅原郁夫 (2003) 「法廷における人間の心」 河合隼雄・加藤雅信編『人間の心と法』 179 頁, 有斐閣。
 菅野和夫 (2008) 『労働法 [第 8 版]』 623 頁, 弘文堂。
 田中誠 (2006) 「〈講演〉労働組合法の改正について (上)(下)」 月刊労委労協 591 号 9 頁, 592 号 29 頁。
 土田道夫 (2008) 『労働契約法』 729 頁, 737 頁, 有斐閣。
 道幸哲也 (2002) 『不当労働行為法理の基本構造』 北海道大学図書刊行会。
 —— (1998) 『不当労働行為の行政救済法理』 信山社。
 西野喜一 (2006) 「労働委員会の未来を考える」 月刊労委労協 601 号 3 頁。
 村田毅之 (2007) 『労使紛争処理制度——新局面への軌跡』 晃洋書房。

山本和彦・山田文（2008）『ADR仲裁法』111頁，日本評論社。
和田仁孝編（2007）『ADR——理論と実践』1頁，有斐閣。
渡邊富美子（2006）「労働組合法，労働委員会規則改正に伴う
労働委員会実務について——改正法運用の実情と労働委員会
の役割についての私の想い」月刊労委労協 602号1頁，等。

かわしま・しろう 同志社大学法学部・大学院法学研究科
教授。最近の主な著作に『差止救済過程の近未来展望』（日
本評論社，2006年）。民事訴訟法・民事救済法専攻。